

Hello! FUJISEI

No. 173

相続が発生した場合、結婚していない男女間に生まれた非嫡出子（婚外子）の法定相続分は嫡出子（婚内子）の2分の1と民法900条で定められています。

このような民法の規定が憲法に違反するのではないかという議論は以前からありましたが、1995年の最高裁大法廷では「合憲」との判断が出され、その後の小法廷の判断もこれを踏襲する形になっていました。ただ、上記の大法廷の「合憲」判断の翌年には、この格差を廃止する民法改正法案が準備され、いよいよ変わるのかと思われましたが、反対意見もあり、法案提出には至りませんでした。

この民法の規定について、「違憲」とする最高裁の決定が9月4日に発表されました（平成24年（ク）第984号、第985号「遺産分割審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件」）。
「法の下での平等を定めた憲法に違反」とする最高裁の初めての判断であり、テレビのニュース

非嫡出子の相続分

最高裁が初めての「違憲」判決

や翌日の一般紙でも大きく取り上げられ、注目されていることがよくわかります。

今回争われていたのは、東京都の男性（平成13年7月に死亡）と和歌山県の男性（同11月に死亡）の遺産分割でした。結着するまでになんと12年を要したことになります。

今回の相続が開始した平成13年7月当時においては、立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と非嫡出子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていたというべきであり、憲法に違反していたとしました。論理的には、これ以降の相続においては民法の規定は違憲だったということになります。ただ、先例としての事実上の拘束性については、平成13

年7月から今回の決定まで相続が開始し、遺産の分割の審判その他の裁判、遺産の分割の協議・合意等により決着済みの相続については影響を及ぼすものではないとしました。これは、すでに民法の規定により多くの遺産分割が行われ、相続により取得した財産を処分していることも多く、やり直しを認めれば多くの混乱も想定されることから、その回避を図ったものです。

今回の決定を受けていろんな意見があり、この後、民法の改正がスムーズに行われるかどうか、まだ不明な部分も残ります。そうはいつても、最高裁の判決には事実上の拘束力があり、現時点で未決着の事案や今後発生する事案には民法改正を待たずに今回の「違憲」決定が適用されることとなります。

民法第900条（法定相続分）

同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

1. 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各2分の1とする。
2. 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、3分の2とし、直系尊属の相続分は、3分の1とする。
3. 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、4分の3とし、兄弟姉妹の相続分は、4分の1とする。
4. 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とする。